

産業建設常任委員会記録

令和3年5月28日

【開催日】 令和3年5月28日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時20分～午前11時50分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課主査兼農林係長	平健太郎	農林水産課農林係主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	書記	岡田靖仁
-------	------	----	------

【審査内容】

- 1 山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書
 - (1) 市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について
 - (2) 地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について

午前後10時20分 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容は、陳情書2件についてです。審査の進め方は、私が陳情者の質問を読み上げますので、それに対して執行部が

答弁するという形で行います。質疑については、陳情書ごとに陳情者の質問に対する執行部の答弁を全て聞いた後に行います。まず、「市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について」についての質問です。

「（１）今回の行為がＪＡ並びに誠蓮市場の了承の下に行われたものなのか、調査及び報告をお願いします」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　ＪＡ及び誠蓮市場の了承を得ております。

中村博行委員長　「（２）どういった経緯でＪＡと誠蓮市場という二者を決定し紹介を実施したのか、その決定プロセスと出荷者への連絡実施までの一連の流れを調査・報告願います。なお、報告内容は、誰が、誰とともに、いつ、どういった基準で選定し、誰の承認を得て、誰に送付したものを明確にさせていただくよう願います」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　旧山陽野田市地方卸売市場へ出荷されていた生産者のお住まいを考慮し、緊急を要したことから、ＪＡと誠蓮市場の二者から承諾を得て生産出荷者へ紹介しています。

中村博行委員長　「（３）（１）及び（２）の調査結果を踏まえ、一企業を行政が紹介する行為は、行政として正しい行為なのか見解をお示し願います」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　今回の周知は、生産出荷者の救済のために行ったものであり、一企業の利益誘導のために行ったものではありません。

中村博行委員長　「（４）出荷者への通知が行われたことは元買受人には全く周知されていません。今回このような通知をして行ったことを、救済策の一環として、なぜ元買受人にも周知しなかったのか、意図を明確にし

ていただくようお願いします」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 買受人に周知しなかったのは、行政よりも買受人のほうが市場事情や流通事情に精通されているとの判断の下です。

中村博行委員長 以上、4点について回答がありました。これについて質疑を行います。陳情者の質問のうち、どの件に対する質疑であるかを明確にして質問してください。

森山喜久委員 この度、J Aと誠蓮市場の2者を紹介したということですが、ほかに該当する方は、山陽小野田市全体でどれぐらいいるのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 把握しておりません。この件については、山陽地区、小野田地区に照会を掛けたところ、出荷が可能というところを御案内しました。

森山喜久委員 山陽地区、小野田地区に照会を掛けたとは、誰がどこに照会を掛けたのですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課が照会を行いました。照会を行ったと申しましたのは、J Aと誠蓮市場に出荷が可能であるかの問合せを行ったということです。4月20日の市場関係者への説明会の開催を案内する文書で出荷先を紹介できるようにしたいと考えており、ぎりぎりのところでJ A及び誠蓮市場で出荷ができることの確認が取れたので出荷者宛てに案内を同封したということです。

高松秀樹委員 陳情者の心情は理解できるところです。出荷先の案内をもう少し丁寧に行うべきであったと思います。そのほかに出荷可能なところがあったのではないか、そうすると非常に偏った文書を提示したということになりかねないと思います。実際、誠蓮市場とJ A以外にも出荷でき

るところはありますよね、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市内でほかに出荷をできるところがあると聞いております。

高松秀樹委員 余り時間がない中でこの文書を出されたということですが、陳情者がなぜこの2者だけなのかと思うところは理解できます。執行部は理解していますか。それとも正当性があるという思いですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 生産出荷者に御不便があってはいけないということで紹介させていただきました。その内容は、お困りの方はここに連絡をしてみてくださいというのですが、大変時間がない中で、それも市場が4月1日から閉場の中で、農林水産課には特に問合せはなかったんですが、いろいろ迷う中で、市場関係者の説明会の案内に間に合うように案内をしました。この2者しか御案内できなかったことは、配慮に欠けていたと反省しています。

中村博行委員長 勇み足だったという感じは否めないですね。

河口経済部長 市としては、出荷先とのつながりを持っていない生産出荷者のために2者を紹介させていただきました。反省点はありますが、そういう思いを持って行ったということは御理解いただければと思います。

中村博行委員長 陳情者から市にも同じ内容の陳情が行われており、その回答は既に行われているという理解でいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 はい、既に回答をお渡ししています。

中村博行委員長 その回答に対して反論等はありませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特に反論もなく、御理解いただいていると考えております。

高松秀樹委員 質問3の「一企業を行政が紹介する行為は、行政として正しい行為なのか見解をお示し願います」という質問に対して、「一企業の利益のために行ったものではありません」という答弁でしたね。非常に一面的な答弁で、結果としてはそうじゃない可能性だってありますよね。ほかに出荷者が持っていける私企業があった場合に、今言われたような回答ではおかしいと思いますが、いかがですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 御本人にこの回答をお渡ししまして、内容を御確認いただき、回答したことの了解をいただいておりますので、この回答については御理解いただいていると考えております。

中村博行委員長 理解をされているとか、理解されていないということではなく、こういう行為そのものがいけなかったのではないかという指摘です。ほかに質疑はありますか。

岡山明委員 先ほどの答弁の確認ですが、生産者から市に対して出荷先を案内してほしいという要望は来ていないということですよね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市に要望なり問合せは来ておりません。

岡山明委員 要望が出てない状況で、特定の出荷先を紹介した主旨を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 出荷先が分からずお困りの生産出荷者に御案内する主旨です。送付先は約40人の生産出荷者の方ですが、この方々は主に中央青果の倒産後に出荷をされた方です。頻繁に出される方もおられますし、月に1回、二月に1回と余り出荷されない方もいらっしゃ

います。特に余り出荷をされない方に対して、問合せはなかったんですが、案内を行うという判断をしました。先ほど申しましたように配慮が欠けておったという点は反省しております。

岡山明委員 今、市場はフレッシュが、つなぎまでのつなぎを行っていますよね。その辺りを確認したいです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場を4月1日から閉場しました。4月20日に説明会を開催しまして、実際に市場の取引が始まったのが5月7日です。5月6日から市と相手方が賃貸借契約を締結しまして、5月7日から取引開始ということでございます。

中村博行委員長 陳情について質疑をしてください。この陳情は、市がなぜ特定の一般企業を紹介したかという内容です。ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、「地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について」について聞きます。「今回の不認定の原因が何であったのか明確にさせていただくようお願いします。原因の明確化は反省の第一歩だと考えます。一部では、開設者の資産状況が原因とのうわさも流れていますが、当組合は度々陳情させていただいたその運営姿勢にこそ不認定の原因があるのではないかと考えています。再度、県に対して確認を実施し、その原因を明確にさせていただくようお願いします。」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和3年4月20日に開催した関係者説明会の中で、当事者の方が回答されているとおりであり、市としての回答はありません。また、地方卸売市場の認定に関しては、申請者の情報を認定権者である山口県が申請者以外に開示することはあり得ません。当事者が説明会の中で回答されたんですが、特に明確にこれが原因だということは県から示されていないということでした。

中村博行委員長 「一連の申請について行政がどうすべきであったのか、御教示願います。民と民というお題目を唱え、説明会や協議の場の取り持ちすら実施しなかった行政の姿勢は正しいものであったのか、見解を示していただくようをお願いします。市長へ提出した合意書の遵守にすら関わりを拒否しています。」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 民営市場の開設を目的としたものであり、市場の運営については当然、開設者と協議をしていただくのが筋であり、施設の所有者である市が関与することではないと考えております。しかしながら、市有財産を使用し、市場を開設するものであることから、公益性及び公平性を確保するため、地方卸売市場の認定を受けていただくことを、貸付条件として提示させていただいております。

中村博行委員長 「認定を申請するに当たって行政のサポートは十分であったのか御教示願います。委員会の中では一連の認定作業で行政が関わったのは、業者間協議が整ったときと、掲示板への文書提示許可をしたときの2度のみとの発言がありましたが、本当にそれだけで十分だったのでしょうか。先日の市場苦情の説明会でも行政の姿勢は、自分らに非はないと言わんばかりであり、全く反省の姿勢は見受けられませんでした。責任を不認定となった業者にばかり押しつけるのではなく、行政内で、誰の指示で何をどのようにサポートすると決定したのか明らかにし、その責任の所在を明確にさせていただくようお願いいたします。」という質問に対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 地方卸売市場として認定するのは山口県であり、県と申請者との協議に市が関与する余地はありません。よって市が認定申請に関して、サポートすることはしておりません。

中村博行委員長 「今回の不認定に至った一連の行政の取組姿勢は、県の山陽小野田市に対する信用を失墜させる結果となったのではないか、議会の

見解をお示してください。」これは、議会に対するものですが行政として回答してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市には、「市長のお考えをお聞かせください。」ということでしたが、そのようなことはないと考えております。

中村博行委員長 以上、執行部から回答がありました。これについて質疑を求めます。

森山喜久委員 全体に関わるかもしれませんが、県が不認定とした理由について、市は確認できないということでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 その点について、確認できないのかを県に問い合わせましたが、県から市に情報提供していただくことはできないと回答をいただいております。

森山喜久委員 「支援する余地はない」と答弁されましたが、令和3年5月末までに、新たに市場を運営したい者に対して関係書類の提出を求めていますね。誰がエントリーするかを把握するために、その書類を市に提出することは必要かもしれませんが、市はそれに対してヒアリングを行うそうですね。支援の余地がないのに、そのヒアリングは必要ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 前回の不認定の際には申請者と県とでやり取りをしてもらい、市は関与していませんでした。今回も申請者と県とのやり取りになるのは同様ですが、市が事前に県から聞き取ったことや説明を受けたことなどをヒアリングの中で確認をしていきたいと思っております。県がどのような基準で審査するのかという具体的な提示はなく、また市がヒアリングをすることによって県の認定が取れるという保証はありませんが、申請者の方に認定を取っていただくために、財務、スケジュール等をヒアリングの中で聞かせていただきたいと思いますと思っております。

森山喜久委員 つまり、市はアドバイスをするという立場ですか。または、あくまで聞き取るのみという立場なんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 アドバイスということはありませんが、どうお考えかヒアリングするという事です。

森山喜久委員 陳情者は、前回市がどれだけ関わったのか、今回また同じことするのかを聞きたいという意図があると思います。再度確認しますが、行政としては、提案がでてきた事業者が事業者間又は県と話をする前にヒアリングをするということによろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

河口経済部長 提案があった事業者とヒアリングすることになります。県の認定を取っていただくために、認定を受けることができる体制を作ってください、またそのためにどういった資料を用意しなければいけないか等をアドバイスとまでは言えませんが、ヒアリングで確認していき、最終的には県に認定申請を行っていただきたいと思っております。

中村博行委員長 陳情書の内容は、前と同じ轍^{てっ}を踏むのではないかと心配なので、市が少しでも関与し、可能であればアドバイスを行ってほしいという意図であると思います。ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは陳情書2件の審査を終了します。以上をもちまして産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時50分 散会

令和3年（2021年）5月28日

産業建設常任委員長 中村博行